

令和7年（ネ受）第989号 上告受理申立事件

申立人 閲覧制限

相手方 東京都

上告受理申立理由書

2025年12月22日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士 西山 温子 他

目 次

第1	はじめに.....	5
1	本件の概要.....	5
2	経験則違反（後記第2）.....	5
3	法令解釈違反（国賠法上の違法性判断の誤り）（後記第3）.....	6
4	まとめ.....	6
第2	原判決の事実認定が経験則に違反すること.....	6
1	第三者（証人■■■）供述の信用性判断が経験則に反すること.....	6
(1)	証人■■■の具体的な供述.....	6
(2)	原判決の評価.....	6
(3)	原審の認定が経験則に違反すること.....	8
ア	「客観的な証拠や供述の裏付けがある証言の信用性は高い」という経験則はあっても「客観的な証拠や供述の裏付けがない証言は信用性がない」ということは、経験則にはならない（上記①について）.....	9
イ	「重大な事実であれば、陳述書等で述べられているはずである」という経験則はあっても、「陳述書に記載のない事実に関する証言は信用性がない」という経験則はない（上記②について）.....	9
ウ	警察官の「高圧的な態度」をうかがわせる事情が看過されていること（上記③について）.....	10
エ	警察官は異常な言動はとらないという経験則ないし「予断」に基づき証言の信用性を判断していること（上記④について）.....	11
オ	証人は通常、証人が認識、体験した事実について証言する（上記⑤について）.....	11

カ 「不信感」を持つ人間は相手に不利な供述をするという経験則の過大評価により利害関係のない第三者証言の信用性を否定することの不合理（上記⑥について）	12
キ 警察官らの証言の不自然な一致を看過していること（上記⑦について） ..	12
ク 警察官らの虚偽証言の動機を過小評価していること（上記⑧について） ..	13
2 当時3歳の申立人子の単独での事情聴取の必要性・相当性を認めた判断が経験則に反すること	13
(1) 原審の判断	13
(2) 必要性・相当性は、極めて限定的に判断されるべきであること	14
(3) 事情聴取の必要性	15
ア 事案解明に資するものではないこと	15
イ 本件警察官らが手配した通訳作成の書証の記載と明確に異なる事実認定をしていること（上記①について）	16
ウ 申立人母の言動の評価の誤り（上記②について）	17
(4) 事情聴取の相当性	18
ア 中立性・公平性を欠く聴取態度で行われたこと（上記①について）	18
イ 当時の申立人母子の状況や本件警察官らとの関係等具体的な状況を踏まえれば任意の承諾があったとは言えないこと（上記③について）	19
ウ 疲弊し緊張が続く状況で子単独での事情聴取が繰り返されたことによる心身の苦痛を軽んじていること（上記④）	19
エ 証拠（乙1、2）から「強いて訴外男性の言い分を認めるように迫」る態度は容易に認定されるべきこと（上記⑤）	20
3 まとめ	21
第3 原判決の違法性判断の誤りについて	21
1 はじめに	21
(1) 人種差別撤廃条約の国内的实施は憲法上の要請であること	21

(2) 人種差別撤廃条約第2条1項(b)、同4条(c)、及び同6条.....	22
(3) 小括.....	22
2 原判決の本件警察官らの申立人らに対する行動についての判断が人種差別撤廃条約に違反し、ひいては憲法14条1項及び同98条2項に違反すること.....	22
(1) 本件警察官らの言動が人種差別撤廃条約違反に当たることについて検討していないこと.....	22
(2) 本件警察官らは訴外男性からの人種差別行為について「効果的な保護」の確保を定める人種差別撤廃条約第6条に違反していること.....	23
ア 申立人らに負担をかけた本件警察官らの行為の違法性判断において上告人らが人種差別の被害者であることを何ら考慮していないこと.....	23
イ 申立人子単独での事情聴取の実施は「人種差別の行為に対する効果的な保護」を求める人種差別撤廃条約第6条に明確に違反するものであること....	25
(3) 小括.....	25
3 原判決の訴外男性に対する個人情報の提供に関する損害の認定が人種差別撤廃条約第6条に違反すること.....	25
(1) 人種差別撤廃条約の趣旨.....	25
(2) 訴外男性に対して、警察官が申立人らの個人情報の提供したことが、個人の人種差別を「助長」する悪質性の強い行為であること.....	26
(3) 裁判所自身による人種差別撤廃条約第2条1項(b)、同4条(c)、及び同6条違反について.....	27
ア 原判決の条約違反、並びに憲法14条1項及び同98条2項違反について	27
イ 人種差別撤廃条約に言及して高額は無形損害(慰謝料等)を認定した高裁判例について.....	28
(4) 小括.....	31
第4 まとめ.....	32

第1 はじめに

わずか3歳の女兒が、母親から引き離され、見ず知らずの警察官から事情聴取を受け、泣き出している場面を想像してほしい。裁判官の皆さんの家族等、身近な幼い子が同じような目に遭ったとしたら、どうだろうか。

その余りの理不尽さに司法が目を瞑るのか否か。本件ではそれが問われている。

1 本件の概要

本件は、令和3年6月1日、都内の公園で遊んでいた外国籍の母である申立人母、及びその娘である申立人子が、外国人差別の意図を隠さない男性（以下「訴外男性」）から、根拠なく、申立人子が訴外男性の子を蹴ったなどとして通報されたところ、臨場した警察官らが訴外男性の言い分に迎合し、訴外男性の人種差別行為を制止することなく、「どうせお前が蹴ったんだろ」等と申立人娘に告げて長時間公園に留め置き、帰宅の希望を無視して申立人らを警察署へ連行して、トイレやオムツ替えの時間も与えぬまま、同意のない写真撮影や、申立人母と引き離して当時3歳の申立人子単独で複数の警察官による事情聴取を行うなど、非人道的な態様で長時間の事情聴取を行なった上、申立人らの同意なく、申立人母の名前・住所・電話番号を含む個人情報を、訴外男性に提供し、これによって、訴外男性が、X（当時Twitter）を使って、申立人らから被害に遭ったとして、申立人らの顔写真を掲載し（「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と付記）し、申立人母の母国の国名を出した中傷、申立人子の写真に「殺人未遂犯」「土人に人権はいらない」と記載する投稿、申立人らの信仰する宗教を中傷する投稿など、申立人らを、その出身国や宗教を指摘して差別し中傷する投稿を繰り返すという結果を招来したという事案である。

2 経験則違反（後記第2）

そして、原判決の事実認定のうち、①第三者（証人■■■）供述の信用性判断、②当時3歳の申立人子の単独での事情聴取の必要性・相当性を認めた判断は、経験則に違反する違法がある（民事訴訟法247条）。

3 法令解釈違反（国賠法上の違法性判断の誤り）（後記第3）

加えて、人種差別撤廃条約の国内的実施は憲法上98条2項の要請であるところ、裁判所は、万が一にでも条約違反が生じないように憲法及び国内法を解釈・適用しなければならず、当然、国賠法上の解釈・適用に当たっても同様である。

しかしながら原判決は、国賠法上の違法性判断及び損害額の判断について、人種差別撤廃条約の趣旨を考慮せず、同条約の国内的実施を怠っており、重要な法令解釈違反を犯している。

4 まとめ

したがって、本件は、原判決に「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」（民訴法318条1項）である。

第2 原判決の事実認定が経験則に違反すること

1 第三者（証人■■■）供述の信用性判断が経験則に反すること

(1) 証人■■■の具体的な供述

証人■■■は、本件公園に臨場した警察官が申立人子に対し、「どうせお前が蹴ったんだろう」、「お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが」、「お前本当は日本語しゃべれるんじゃないかねえのか」と発言した旨供述する（以下、原審と同様に「■■■供述」という。証人■■■・5頁、甲3、甲11）。

(2) 原判決の評価

これに対し、原判決は、証人■■■の供述について、以下のとおり述べて、信用性を否定している。

- ① 「■■■の上記供述（以下、本件公園に臨場した■■■警部補が控訴人子に最初に話しかけた際の状況に関する■■■の供述を「■■■供述」という。）を裏付ける客観的証拠はなく、他に同旨を述べる目撃供述等もない。」（7頁）
- ② 「なお、■■■は、令和5年12月5日に実施された原審における証人尋問では、■■■警部補の言動を見て不信感を覚え、同人に対し、『それはやめたほうがいい

いんじゃないですか』と述べた旨証言しているが（証人■■ [18、19]）、控訴人ら訴訟代理人弁護士が令和3年7月4日付けで作成した■■からの電話聴取書（甲3）や■■の令和4年8月4日付け陳述書（甲11）には同旨の記載はなく、他にこれに符合する的確な証拠もないから、上記証言を直ちに採用することはできない。」（7頁）

- ③ 「本件公園から■■警察署へ向かう移動中の車内（■■■警部補は、控訴人らと同乗していた（証人■■ [11]）。）や■■警察署における事情聴取等の場面において、■■■警部補が控訴人子に対し、『おまえ』と呼び付けたり、『どうせお前が蹴ったんだろう』などと申し向けたりするなど、■■供述に現れているような高圧的な態度を示したことをうかがわせる証拠もない」（8頁）
- ④ 「■■は、本件トラブルに際して本件公園に臨場した本件警察官らは訴外男性による差別的な発言を制止しなかったと繰り返し述べているところ（甲3、11、証人■■ [4、7]）、110番通報に応じて本件公演に臨場した警察官が、訴外男性が控訴人ら又は■■に対して差別的な発言をしているのを目の当たりにした状況で、そうした行為を何ら制止することなく放置するというのは、通常の警察官の行動として明らかに不自然、不合理である。警察官の到着後は、控訴人ら又は■■と訴外男性との間でもみ合い等の直接的な接触がなかったという事実経過（認定事実（3））を踏まえると、この点に関する本件警察官らの陳述書（乙10～12）や証言にあるように、本件警察官らは訴外男性に対し、控訴人ら又は■■に近付くことや乱暴な言動に及ぶことを控えるように働きかけをしたと認めるのが相当である。」（8頁）
- ⑤ 「■■は、上記のように本件警察官らが訴外男性の差別的な言動を何ら制止しなかったと証言等をする一方で、本件警察官らと訴外男性がやり取りをする中で本件警察官らがどのような話をしたかは聞こえなかったので分からないとも証言しているから（証人■■ [21]）、■■の上記証言等は、本件警察官らが訴外男性に対してその言動を静止する働きかけをしていた可能性がある状況が

存在することを認識しながら、本件警察官らは何らの制止行動をしなかったと一方的かつ断定的に述べたものであり、このような■■■の供述態度は、その証言を含む供述全体の信用性を大きく損なうものといわざるを得ない。」（８～９頁）

⑥ 「■■■は、自らに暴言を吐いた訴外男性の被害申告に基づき■■■警察署において事情聴取を受けるという負担を強いられた上、同人により自らの顔写真を無断でインターネット上に投稿されるという被害にも遭っているのであるから、訴外男性に対する暴行加害について事情聴取をした本件警察官らの対応に不信感を抱いたとしても不自然ではない。そうすると、■■■と控訴人らとの間に直接の利害関係はないとしても、訴外男性や本件警察官らとの関係では、もはや全くの第三者であるということとはできないから、■■■供述について信用性の情況的担保があるということとはできない。」（９頁）

⑦ 「■■■警部補が控訴人子に話しかけた際の状況について、■■■警部補と■■■巡査長がその口裏を合わせて虚偽の証言等をしていることを具体的に疑わせるような事情も見当たらない。」（９頁）

⑧ 「以上によれば、■■■警部補や■■■巡査長がいずれも■■■警察署の警察官であり、抽象的には■■■警部補又は■■■警察署に有利な証言を作出するおそれがないではないことを踏まえても、■■■供述について、■■■警部補及び■■■巡査長の証言等を上回る信用性があるとは認められない。」（１０頁）

(3) 原審の認定が経験則に違反すること

上記(2)で述べた原審の判断は、まるで「警察官であれば異常な言動は取らない」という「経験則」に基づいて判断しているかのようである。

しかしながら、近年でも、耳目を集めた大川原化工機冤罪事件に限らず、多くの警察官による刑法犯を含む多くの法令違反事件が報道等で度々世に知られると

ころであり¹、そのような「経験則」は、幻想である。実際に、本件でも、原判決は自ら、本件警察官らが人種差別的な言動をしていた人物に対して、個人情報を提供したとし、それが違法であると認定している。

したがって、「警察官が異常な言動を取ったこと自体」が争われている事案において、「警察官は異常な言動を取らない」という幻想は、経験則ではなく「予断」である。

■■の供述の信用性を否定した原審の上記指摘①～⑧は、いずれもかかる予断を持って、■■供述の信用性に関して誤った評価を導くものであり、■■供述を否定した原審の認定は、誤った経験則に基づくものである。

以下、詳述する。

ア 「客観的な証拠や供述の裏付けがある証言の信用性は高い」という経験則はあっても「客観的な証拠や供述の裏付けがない証言は信用性がない」ということは、経験則にはならない（上記①について）

客観的な証拠や供述等の裏付けのある証言の信用性は高いという経験則には合理性があるが、本件のように、客観的な証拠がないからこそ人証申請されているような事案で、客観的な証拠や供述等がないことそれ自体が直ちに証言の信用性を減ずるという論理は成り立たない。■■供述を裏付ける客観的な証拠や供述等がないことは、■■供述の信用性を消極に評価する理由にはならない。

イ 「重大な事実であれば、陳述書等で述べられているはずである」という経験則はあっても、「陳述書に記載のない事実に関する証言は信用性がない」という経験則はない（上記②について）

¹ 警察庁の発表によれば、令和7年上半期、「職務放棄・懈怠等」12人、「被疑者事故等」1人、「職権濫用・収賄供応等」4人、「公文書偽造・毀棄・証拠隠滅等」7人、「その他勤務規律違反等」10人、「暴行・傷害等」6人、「窃盗・詐欺・横領等」36人、「交通事故・違反」25人、「異性関係」46人、「その他法令違反」7人、合計154人が懲戒処分の対象となっている。

■■の電話聴取書（甲３）や陳述書（甲１１）は、作成に関わった弁護士らとのやり取りを通じて作成されるものであり、そこに述べられていないことは、その事実の不存在を意味しない。当然、陳述書等で述べられていない事実であっても、存在することはある。証人尋問における証言が、それら電話聴取書や陳述書と矛盾していないことを踏まえれば、同旨の記載がないとしても、信用性をことさら否定することは不合理である。

なお、■■は、「それはやめたほうがいいんじゃないですか」と■■■警部補の発言を諫め、問題視していたことについて、その後具体的に述べている（甲４５）。

ウ 警察官の「高圧的な態度」をうかがわせる事情が看過されていること（上記③について）

まず、本件警察官らは、申立人ら母子の身体的精神的負担に配慮しない行動をとり、訴外男性の子を「蹴っていない」とする母子の言い分を認めようとせず長時間、ときに３歳の子を母親から引き離して単独で聴取するなどしていること（この点には争いがない）からして、むしろ、一貫して申立人らに対して「高圧的な態度を示して」いたと言うべきであり、「高圧的な態度を示したことをうかがわせる証拠もない」と断じる部分は明確な誤りである。３歳の子を単独聴取したという争いのない事実及び、通常母は子に不利益の及ぶことは避けるという経験則から考えれば、母親が何故、子に悪影響を与えることが明らかな単独聴取に応じたのかという疑問を持つことには合理性があり、少なくとも高圧的な態度を「うかがわせる」状況にあることは明らかである。

加えて、■■■警部補が、その後に再度「どうせお前が蹴ったんだろう」などと申し向けてたりしなかったのは、■■がそれを諫め、他の警察官らに対しても問題提起していたことの効果であるとも言えるのであって、再度同様の発言がなかったことをもって、■■供述が疑わしいとする理由にはなり得ない。

エ 警察官は異常な言動はとらないという「予断」に基づき証言の信用性を判断していること（上記④について）

そもそも申立人らは、■■■警部補を含む本件警察官らが、「異常な言動」をとったことを問題視し、本件訴訟を提起したものである。

それに対し、「通常の警察官の行動」という曖昧な基準で、あるべき警察官の言動に沿わないことを理由に、「明らかに不自然、不合理」と断じるのは、まったく理由になっていない。

加えて、「ヘイトスピーチ」を直接罰する法律がない日本において、「外人は帰れ」、「外人は生きている価値はない」のような「外国人」一般を対象とする人種差別的な言動は直ちに犯罪に当たるものではなく、これらの発言について、警察官が、それを積極的かつ毅然とした態度で止めさせようとする事ができないことは、むしろ公知の事実であろう。

したがって、原審の「訴外男性が控訴人ら又は■■■に対して差別的な発言をしているのを目の当たりにした状況で、そうした行為を何ら制止することなく放置するというのは、通常の警察官の行動として明らかに不自然、不合理である。」とする認定（原判決8頁14～15行目）は、全く不合理である。

オ 証人は通常、証人が認識、体験した事実について証言する（上記⑤について）

■■■の証言を全体として見れば、近くで確認できた警察官の行動について尋ねられ、その範囲では制止行動をしていなかった、と証言したものと解釈される。

また、■■■にとって、訴外男性と引き離された状況で、本件警察官らがどのような働きかけをしたか分からないとしても、訴外男性と本件警察官らが近くにいるときには、訴外男性を差別的な言動を制止せず、また、訴外男性が一貫して差別的な言動を繰り返していたと供述しているのであり、供述に何ら矛盾はない。

また、■■■は、「何か喋っていそうだというふうに、あなたは感じましたか。警察官が相手の男性に対して。」という質問に対しては、「ちょっとそこはわからないです。」と答えている（■■■供述21頁）。分からないことには、正直に

分らないと述べており、供述態度としては信用できる方向に捉えられるべきである。

それにもかかわらず、■■■が、本件警察官らが「何らの制止行動をしなかった」と繰り返し述べたことをもって、原審が「何らの制止行動をしなかったと一方的かつ断定的に述べたものであり、このような■■■の供述態度は、その証言を含む供述全体の信用性を大きく損なう」（原判決9頁1～3行目）と評価するのは、まったく不合理である。

カ 「不信感」を持つ人間は相手に不利な供述をするという経験則の過大評価により、利害関係のない第三者証言の信用性を否定することの不合理（上記⑥について）

■■■は、本件警察官らに対して、不信感を持ったからこそ、正義感から本件警察官らの差別的対応について問題提起するために証言しているのである。また、そもそも警察に事情聴取を受けたものの、その後、刑事処分を受けたわけでもない。

仮に不信感をもったからと言って、■■■供述のような、特異かつ具体的な嘘を述べたと評価するのは、あまりに論理に飛躍がある。仕事を持つ社会人が、平日に時間を作って、偽証罪の制裁を受けるリスクを冒してまで、全くの他人の裁判で、自らの不信感を晴らすためだけに虚偽証言をする可能性を過大に評価し、上告人らと利害関係のない第三者であるという一般的に考えて非常に高い信用性の情況的担保を完全に否定することは、不合理極まりなく、原審の判断は経験則違反である。

キ 警察官らの証言の不自然な一致を看過していること（上記⑦について）

■■■警部補や■■■巡査長だけではなく、本件警察官らの供述には不自然な一致が見られるのであり、口裏合わせをした疑いがあることは明白である。不自然な一致は、例えば、110番通報があった時刻を「午後1時16分頃」と分刻みの時刻を述べていたり、訴外男性の暴言について外国人差別の暴言内容は記

憶がないにもかかわらず、「年収3千万円以下のやつはクズだ」というような趣旨の発言は記憶にあるなどである。

ク 警察官らの虚偽証言の動機を過小評価していること（上記⑧について）

■■■警部補は自らの言動を問題視され、国賠訴訟になっているのであり、警察署内の責任、道義的責任、その他あらゆる非難を免れるためにも自らの発言を否認する十分な動機があり、また、■■巡査長にも、同じ警察署に勤める身分が上の警察官である■■■警部補が否認している事柄について、■■■警部補に有利な発言をする十分な動機がある。

これらを踏まえれば、■■供述に、■■■警部補や■■巡査長の証言等を上回る十分な信用性があるというべきである。

2 当時3歳の申立人子の単独での事情聴取の必要性・相当性を認めた判断が経験則に反すること

(1) 原審の判断

原審は、「一般に、3歳の幼児（以下「3歳児」という。）が警察官から親権者等の同席のない場で事情聴取を受けることにより同児に生じ得る心身の負担や3歳児の記憶の再現性及び表現力の乏しさを考慮すると、警察官が親権者等の同席のない場で3歳児から事情聴取を行う必要性、有用性が認められる場面は限定的であるというべきである」（原判決11頁下から2行目～同12頁3行目）として、3歳の幼児に対して単独で事情聴取を行う必要性・相当性が認められる余地があるとした。その上で、原審（及び原審が引用している第一審）は、以下のとおり指摘して、当時3歳の申立人子の単独での事情聴取について、必要性及び相当性が認められると判断している。

- ① 「1回目の事情聴取では、控訴人母は、控訴人子が訴外子を蹴った事実はないと述べる一方で、見ていないから詳細は分からないと曖昧な説明をしていた」（12頁4～6行目）

② 「2回目の事情聴取では、■■■巡査部長が控訴人子に対し、本件滑り台上部の踊り場のアーチ状の部分を両手で掴んでぶら下がったことがあったかどうか尋ねると、控訴人子が“Yes, swing, swing”と答えたが、その際、控訴人母が“No. No.”などと話して控訴人子の説明を遮ったこと（同(7)ア）からすると、親権者である控訴人母が同席しない場で控訴人子から改めて事情聴取を実施する必要性がなかったとまではいい難い。」（12頁6～12行目）

③ 「■■■巡査部長は、原告母に対し、“I want to talk to your daughter alone.”などと言って、原告子から単独で話を聞くことについて承諾を求め、原告母がこれを承諾したことから、原告母に本件補導室から退出してもらった。」（第一審判決22頁22行目以下）

「原告子への事情聴取は、原告母においても了解していたものであること」（第一審判決40頁18～19行目）

④ 「事情聴取の時間も1回目が2、3分、2回目も5分ないし10分程度で終了したこと」（第一審判決40頁19～20行目）

⑤ 「原告子が強いて訴外男性の言い分を認めるよう迫られたという具体的な場面があったとは認め難いところであって、その事情聴取等が強制の契機を帯びるものであったとは認められず、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われたものであるとも断じ得ない。」（第一審判決40頁20～24行目）

(2) 必要性・相当性は、極めて限定的に判断されるべきであること

仮に3歳の幼児に対して単独で事情聴取を行う必要性・相当性が認められる余地があったとしても、原審の言うように「限定的」に認められるに過ぎない。かかる判断は、極めて慎重に判断されるべきであって、当然ながら、「必要性がないとも言えない」という程度のレベルでは許されない。

したがって、聴取目的や聴取事項、3歳児の言語能力の限界、聴取が実施される環境、聴取の方法等に加えて、当時の具体的な状況のもとで3歳児に与える心身の

負担が重大であることを踏まえ、具体的な検討を経て必要性が判断されるべきである。

(3) 事情聴取の必要性

ア 事案解明に資するものではないこと

本件で、当時3歳であり刑事責任能力が認められない申立人子の行為が刑事事件に当たるはずもなく、そもそも刑事事件捜査のための事情聴取の必要性というものはあり得ない。

この点について、相手方は、調査を尽くした上で、訴外男性の述べる事実が「明らかに認められるのであれば、控訴人母に対し、今後、控訴人子を遊ばせる際には控訴人子から目を離さずに適切な監督を行うよう指導、助言することを含めたしかるべき措置を執るべき職務上の必要性があった」と主張する（被控訴人準備書面(1)・4頁1～4行目）。

しかし、相手方のかかる主張においても、保護者に対して「適切な監督を行うよう指導、助言する」という目的の前提として、訴外男性の述べる事実が「明らかに認められる」ことが必要とされている。すなわち、訴外男性が述べる事実が「あったかもしれない」や「あっただろう」という程度の認定では足りないのである。

そうであるにもかかわらず、3歳の言語能力（しかも、電話通訳を介したものである。）を踏まえ、3歳の子単独のやり取りが、単に事案解明に資するという程度ではなく、訴外男性の述べる事実が「明らかに認められる」という事実認定に資するものであるかについて、具体的な状況に照らした検討が全くなされていない。

3歳の言語能力は、個人差があるものの、一般的には「3語文（3つの単語で構成された言葉）を話せる」とか、「名前や年齢など簡単な質問に答えられる」というレベルとされ（「公知の事実」）、実際、申立人子は本件警察官らに対して、「Yes, swing swing」と2～3語の単語を並列させる程度の言語表現で回答

しているに過ぎない。本件では、警察署等での警察官からの聞き取りという慣れない状況のもと、とりわけ、母親と引き離された中で、正確に質問を受け止め、適切に回答ができたとは到底考えられない。3歳という発達途上の子どもの認知能力を前提に「Yes か No」の質問では、質問内容を十分に理解せず、誘導され、安易に迎合して「Yes」と答える可能性も指摘されているところである（甲44）。

また、実際に、単独での事情聴取で3歳の子が声を上げて泣いていたことは、相手方も認めており、申立人子と本件警察官らとのやりとりが、問題なく行われていたとは到底言えない。

さらに留意すべきは、本件で警察官が用意した方法は、電話通訳であることである。通訳を介してのやり取りは、大人でも困難な場合があるが、3歳児が果たして通訳というシステムを理解できるのかという問題がある。そして、単なる通訳ではなく電話であることによって、通訳者は、3歳児の表情も分からない（例えば、理解していそうかとか、困惑していないかとか、表情から読み取れる情報は多い。）。

加えて、本件警察官らは、申立人子とのやりとりで身振り手振を交えた質問を行ったと自認しているが（■■調書・8頁）、電話通訳では、その「身振り手振り」も見えていない。

このように、具体的に検討すれば、本件においては、疲弊している3歳児を親から引き離し、電話通訳や身振り手振りで質問を正確に理解させ、事案解明のために「真相」を引き出すことなど、到底不可能である。

したがって、かかる点のみをもってしても、当時3歳の申立人子の単独での事情聴取の必要性は、ないというべきである。

イ 本件警察官らが手配した通訳作成の書証の記載と明確に異なる事実認定をしていること（上記①について）

繰り返し述べているが、申立人母は、一貫して、ずっと申立人子を見ていたが、申立人子は訴外子を蹴っていないと述べていたことは、通訳者のメモである「通訳要請受理簿」²（乙１、２）の記載から明らかである。

つまり、「見ていないから詳細は分からないと曖昧な説明」（原判決１２頁４～６行目）をするなどあり得ず、上記①の認定は、それ自体、証拠（乙１、２）から認定できる事実とは到底言えず、当該認定は経験則に明らかに反する。

この点、申立人母が「見ていない」というのは、「蹴ったところを見ていない」、すなわち、「蹴っていない」という一貫した主張を言っているに過ぎないのであって、申立人母の説明には、一切の曖昧さはない。

したがって、原審は、本件警察官らが手配した通訳作成の書証の記載と明確に異なる事実認定をしているものであるところ、証拠の記載と異なる認定をしたことを根拠づける証拠、その他事情は何ら存在していないのであるから、経験則に反し事実誤認を犯していると言わざるを得ない。

ウ 申立人母の言動の評価の誤り（上記②について）

原審は、申立人母が子への質問を遮ったことをもって、必要性があると評価しているが、当時の状況からして、子が状況を理解していないことから、不適切な回答で誤解を与えることのない様に、子への質問に対して否定的な態度を取ったとか、子の負担を考えて、子への質問に対して否定的な態度を取ったり、遮ることも考えられるのであって、それらの行動は３歳の子の母親としてごく自然である（甲４４）。

そうすると、子に対する質問を遮るという行為をもって、子単独での事情聴取の必要性があるとの評価に直ちに結びつくものではない。

² 乙１は１回目の聴取についての「通訳要請受理簿」であり、「母親によると、『付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない』とのこと」と記載がある。

乙２は２回目の聴取についての「通訳要請受理簿」であり、「母親に子供から目を離した時間が数秒でもなかったか尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず。」と記載があり、母親の説明が一貫していることが確認できる。

その上、上記(2)記載のとおり、必要性は「限定的」に認められるに過ぎないものであることは原審も認めるとおりであり、「限定的」に認められるか否か慎重に判断されるべきであるから、単に「必要性がないとまでは言えない」というレベルでは足りないのは当然である。

この点、本件警察官らが、申立人母に対して質問を遮った理由を確認しようとした事情は明らかにされておらず、原審もその点何ら検討すらしていない。

また、子単独での事情聴取の負担に鑑みれば、申立人母に対し次には遮らないように注意して母親同席のまま聴取を続けるとか、その他のより負担のない方法を試した上で、子単独の事情聴取の必要性は検討されるべきところ、本件警察官らにおいて、そのような検討がされたことを示す事情は何ら示されておらず、原審もその点何ら検討していない。

このような検討を何ら行うことなく、安易に子の単独聴取の必要性を認めるのは、原審が設定した「限定的」という規範を自ら無視するものであり、原審が、申立人母の当該行動をもって、必要性を導くのは不自然、不合理と言わざるを得ない。

(4) 事情聴取の相当性

加えて、事情聴取の相当性について、原審は、第一審判決の上記③乃至⑤の認定をそのまま是認しているが、以下に述べるとおり、いずれも、不自然不合理極まりなく、経験則に反する認定と言わざるを得ない。

ア 中立性・公平性を欠く聴取態度で行われたこと（上記①について）

本件警察官らは、訴外男性が主張する蹴ったという場面を申立人母が「見ていなかった」ことを前提に、「見ていない」ために「詳細が分からない」と、証拠（乙1、2）に記載と明確に異なる受け止めをしており、原審も、証拠に反するかかる主張を是認する経験則違反による事実誤認を犯していることは、上記(3)のイ記載のとおりである。

このように、客観的に記録されたはずの事実と明確に異なる認識をもって事情聴取が行われたことは、本件警察官らが、申立人母の言い分を聞き入れず、根拠なく訴外男性の言い分を前提とする聴取態度であったことを示すものに他ならない。かかる中立性・公平性に反する態度で申立人母子の事情聴取に及ぶことは、「公平中正」を旨とする警察の責務（警察法2条2項、3項）に違反するものであり、職務行為として著しく相当性を欠くものである。

そして、申立人母子を引き離し、子単独で行われた事情聴取は、このような中立性・公平性を欠く聴取態度で、必要性についての慎重な検討もなく、子にかかる負担について配慮されないまま、実施されたものであり、相当性が認められないことは当然である。

イ 当時の申立人母子の状況や本件警察官らとの関係等具体的な状況を踏まえれば任意の承諾があったとは言えないこと（上記③について）

そもそも、昼ごはんも食べる機会も与えられず疲弊している3歳の申立人子単独で、決して友好的な関係とは言えない（むしろ、申立人母にとっては、言い分を聞き入れられず、不信感を募らせていたと考えるのが自然である）警察官らによる事情聴取を、申立人母が本心から承諾するはずもない。

加えて、警察官と、外国籍の申立人母との圧倒的な権力格差を踏まえれば、任意の承諾があったと考える方が、むしろ不自然不合理であり、経験則に明確に反する。

ウ 疲弊し緊張が続く状況で子単独での事情聴取が繰り返されたことによる心身の苦痛を軽んじていること（上記④）

上記④によれば、原審は、3歳の子が2回も母親から引き離され、2回目の単独の事情聴取が10分程度であったとしても、相当性を失わないと認定しているようである。

しかしながら、申立人子は、本件公園のトラブルに引き続き、初めての場所である警察署に連れてこられ、対峙する警察官には、唯一の味方である申立人母の

言い分が受け入れてもらえずいつ帰宅できるかわからないという状況下、母親と一緒にいるときでさえも、緊張感や絶望感で精神的に苦痛を受けていたであろうことは容易に想像される。

そんな状況下で、母親と引き離される恐怖は、実際に引き離されていた時間の短長にかかわらず、到底、許容できるものではない。

しかも、1度ならず2度も引き離されたというのであり、特に2度目の恐怖は想像を絶する。

さらに言えば、2度目の時間は10分程度に至った可能性があるのであれば、社会通念上相当と認められる方法を逸脱したものというべきである。

エ 証拠（乙1、2）から「強いて訴外男性の言い分を認めるように迫」る態度は容易に認定されるべきこと（上記⑤）

第一審判決は、「原告子が強いて訴外男性の言い分を認めるように迫られたという具体的な場面があったとは認めがたい」と認定し（同40頁20～24行目）、原審もこれを是認する。

しかしながら、申立人母は、一貫して、ずっと申立人子を見ていたが、申立人子は訴外子を蹴っていないと述べていたことは、上記(2)のイで述べたとおりであり、それを示す「通訳要請受理簿」（乙1、2）の記載から証拠をもって認定すべき明白な事実である（これに対し、証拠の記載と異なる認定をしたことを根拠づける証拠、その他の事情は何ら存在していないことは、上記(3)のイ記載のとおりである。）。

すなわち、本件警察官らは、明らかに申立人母の一貫した言い分を聞き入れていなかった。

加えて、上記ア記載のとおり、本件警察官らは、訴外男性が主張する蹴ったという場面を申立人母が「見ていなかった」ことを前提に、「見ていない」ために「詳細が分からない」と、証拠（乙1、2）の記載と明確に異なる認識、すなわ

ち訴外男性の主張を前提とする認識をもち、中立性・公平性を欠く聴取態度で聴取に臨んでいる。

その上で、表現力や質問理解力が乏しく意思疎通が万全にはできない当時3歳の申立人子を、一貫した主張を行う母親からあえて引き離し、子の単独聴取をもって事実認定をしようとしていたのである。かかる聴取方法それ自体が、「強いて訴外男性の言い分を認めるように迫」る態度（第1審判決40頁20～24行目）に他ならない。

したがって、いかなる方便を駆使しようとも、母親が一貫して否定している事実について、母親から、日本語の分からない3歳の子を2度も引き離して、単独で事情聴取することについて、「社会通念上相当」と認める余地はない。

3 まとめ

上記のとおり、原判決の事実認定のうち、①第三者（証人■■■）供述の信用性判断、②当時3歳の申立人子の単独での事情聴取の必要性・相当性を認めた判断は、経験則に違反する。

第3 原判決の違法性判断の誤りについて

1 はじめに

(1) 人種差別撤廃条約の国内的実施は憲法上の要請であること

憲法上、日本は、批准した人種差別撤廃条約について「誠実に遵守」することが求められており（同98条2項）、同条約の各規定の趣旨を立法その他の相当と考える方法により国内において実施すべき義務を負うところ、同条約の加入に際して特別な実施法を制定していないのは、「憲法以下の既存の国内法の規定

（不法行為に関する諸規定等を含む。）により、同条約の国内的实施を担保することができると解されたからである」³。

このことからすると、裁判所は、万が一にでも条約違反が生じないように憲法及び国内法を解釈・適用しなければならず、当然、国賠法上の解釈・適用に当たっても同様である。

(2) 人種差別撤廃条約第2条1項（b）、同4条（c）、及び同6条

そして、人種差別撤廃条約は、締約国に対して、いかなる個人の人種差別も「支持」しないことを求め（同2条1項（b））、また、人種差別の「あらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置」を求めるものであり、公的機関が「人種差別を助長」することを許してはならない（同4条）旨、定めている。

それに加えて、「人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し」、「その差別の結果として被った損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利の確保を求める（同6条）。

(3) 小括

したがって、裁判所は、人種差別撤廃条約の国内的实施のために、問題となる行為の違法性の判断において、上記の同条約の趣旨を読み込み、同条約に違反しないよう、国内法、本件においては国賠法を解釈・適用することが求められる。

2 原判決の本件警察官らの行動にかかる判断が人種差別撤廃条約に違反し、ひいては憲法14条1項及び同98条2項に違反すること

(1) 本件警察官らの言動が人種差別撤廃条約違反であることについて検討していないこと

³ 大阪高裁令和3年11月18日判決は、私人間における人種差別に関する紛争について、「我が国は、人種差別撤廃条約への加入に当たり、特別な実施法を制定していないが、それは、憲法以下の既存の国内法の規定（不法行為に関する諸規定等を含む。）により、同条約の国内的实施を担保することができると解されたからである」とし、「私人間の関係を含む『あらゆる公的生活の分野』において、その国内的实施が適切に行われることを確保する必要がある」とする。

原判決は、訴外男性から、「外人は帰れ」、「外人は生きている価値はない」、「税金の無駄遣い」などとの「暴言」（同15頁最終行～16頁1行目）を繰り返し受けていた上告人らに対する本件警察官らの行為について、「事後的に振り返ってみれば控訴人らの負担がより軽くなるような対応をする余地がありえたとしても、そのことは」、「本件警察官らに職務上の注意義務違反があったことを直ちに意味するものではなく、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものではない。」という（同14頁20～24行目）。

原判決は、申立人らが、訴外男性による「外人は帰れ」、「外人は生きている価値はない」、「税金の無駄遣い」などという、明確かつ執拗な人種差別の被害を受けていたことを認めながら、当該訴外男性の言動について、単に「暴言」として片づけているが（同15頁最終行～16頁1行目）、訴外男性による申立人らに対する言動が、申立人らの外見的特徴から、申立人らを差別し、その人格を侵害するものであることは明らかである。そうである以上、人種差別撤廃条約の国内的実施のためには、裁判所は、本件警察官らの行動の違法性を検討するに当たり、人種差別撤廃条約に違反するものがなかったかを考慮することが、憲法14条1項及び同98条2項から求められる。したがって、原審は、申立人らが人種差別の被害者であるにも拘らず、人種差別撤廃条約の各条項、ひいては憲法14条2項が求める法の下での平等に違反する行為の悪質さについて、何らの考慮もしないまま、本件警察官らの行為について、「職務上の注意義務違反」を否定しているものである。これは、人種差別撤廃条約の国内的実施として極めて不十分であり、よって、憲法14条1項及び同98条2項に違反する。

(2) 本件警察官らの行為が人種差別撤廃条約第6条違反であることを看過していること

ア 本件警察官らの行為の違法性判断において、上告人らが人種差別の被害者であることを何ら考慮していないこと

繰り返し述べるとおり、申立人らが、訴外男性による人種差別言動に晒されていた被害者であることに争いはない。

そして、法執行官である警察官らには、人種差別撤廃条約第6条により、「人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保」することが求められる。

したがって、本来であれば、本件警察官らは、その職務を行う上で、人種差別の被害を受けた申立人らに対して、訴外男性による「人種差別を非難」し（人種差別撤廃条約第2条1項）、その被害者に対して「効果的な保護及び救済措置」を確保しなければならなかったはずである。

しかしながら、実際には、本件警察官らのとった行動は、人種差別の被害を受けた申立人らに対し、「効果的な保護」を確保するものとは到底言えないものであった。

すなわち、本件警察官らは、申立人らを長時間、公園に留め置いた後、申立人らと警察官との権力勾配に何ら配慮せず、要望に反して警察に連行し、昼ごはんを食べる機会も与えないまま、さらに長時間警察署に留め置き、真摯な承諾もないままに写真撮影し、事情を聴取するにあたり、言語的障壁や文化的障壁を十分に考慮することもなく、申立人らの弁解は聞き入れず、客観的な証拠がないのにもかかわらず、結果として訴外男性の言い分とおりの事実を認定している。加えて、結果として、訴外男性の人種差別を「助長」（同条約第4条（c））してしまっている。

このような本件警察官らの対応は、訴外男性による人種差別を「支持」（同条約第2条1項（b））、「助長」（同4条（c））したという点でも問題であるが、少なくとも「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保を求める人種差別撤廃条約6条に違反するものであり、職務上の注意義務違反が認められ、国賠法の適用上違法と評価されるべきである。

したがって、原判決は、本件警察官らの「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保という人種差別撤廃条約第6条違反を看過し、裁判所がなすべき人種差別撤廃条約の国内的实施を怠るものであって、国賠法の解釈適用を誤るものである。。

イ 申立人子単独での事情聴取の実施が人種差別撤廃条約第6条違反であることを看過していること

とりわけ、当時3歳で、その当日、直前に訴外男性の人種差別の被害に遭っていた当事者であり、昼食も食べないまま疲弊していた申立人子に対しては、その心身に及ぼす負荷に鑑みて十分な配慮を図るべきところ、逆に、申立人母と引き離して2度にわたって事情聴取するなど、精神的な苦痛を与えている。

しかしながら、原判決は、あろうことか、申立人母と引き離して子単独で事情聴取したことについて、上記第2の2のとおり、経験則に反してその必要性・相当性を認めている。

かかる判断は、本件警察官らの行為について、締約国に対して「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保を求める人種差別撤廃条約6条に明確に違反することを見過ごすものであり、裁判所がなすべき人種差別撤廃条約の国内的实施を怠り、国賠法の解釈適用を誤るものである。

(3) 小括

以上のとおり、原判決は、本件警察官らの行為の国賠法上の違法性判断において、人種差別の被害者であることに何ら言及すらしておらず、「人種差別の行為に対する効果的な保護」の確保という人種差別撤廃条約第6条の国内的实施を放棄しており、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反するもので、国賠法の解釈・適用を誤るものである。

3 原判決の訴外男性に対する個人情報提供に関する損害の認定が人種差別撤廃条約第6条に違反すること

(1) 人種差別撤廃条約の趣旨

上記のとおり、憲法上、日本は、批准した人種差別撤廃条約について「誠実に遵守」することが求められており（同 98 条 2 項）、同条約違反が生じることのないよう、憲法及び国内法を解釈・適用する責務を負う。

当然、国賠法上の解釈・適用に当たっても同様であり、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、公務員による職務上の行為が単なる職務上の注意義務違反ではなく、条約が「人種差別」として禁止し終了させる措置を求める行為（人種差別を「支持」ないし「助長」する行為等）に当たる場合には、その悪質性を基礎付けることになるのであって、当該行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない（後記(3)のイに挙げた、大阪高裁平成 26 年 7 月 8 日判決判例時報 2232 号 34 頁〔街宣活動差止め等請求控訴事件〕、高松高裁平成 28 年 4 月 25 日判決（ジュリスト 1518 号 296 頁〔徳島県教職員組合事件〕）を参照。）。

**(2) 訴外男性に対して、警察官が申立人らの個人情報の提供したことが、個人の
人種差別を「助長」する悪質性の強い行為であること**

公権力が、個人による人種差別を支持（人種差別撤廃条約第 2 条 1 項（b））し、ないし助長（同第 4 条（c））する行為は、①差別的言動を行う者のみならず、社会一般に、いわば「差別にお墨付きを与え、差別を助長する効果」をもたらし、加えて②差別的言動の被害者に対して、個人の尊厳の喪失感や「誰も助けてくれないという社会に対する不信感」を与えるものであって（甲 28・8～9 頁「人種プロフィールの効果」、甲 24・21～25 頁「法執行機関による人種的プロフィールリングの問題」）、社会的な影響や被害者に与える結果の影響に鑑みれば、高い違法性が認められ、かつ厳しい非難に値するものと言わなければならない。

本件では、本件警察官らが、訴外男性に対して申立人らの個人情報を提供したことで、訴外男性は、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と付記し、上告人らの顔写真を掲載し、上告人母の母国の国名を出した中傷（甲 9 の 2）、上告人子の写真に「殺人未遂犯」（甲 20 の 4、5）、「土人に人権はいら

ない」と記載する投稿（甲 20 の 8）、申立人らの信仰する宗教を中傷する投稿（甲 20 の 1、2）など、申立人らを、その出身国や宗教を指摘して差別し中傷する投稿を繰り返したのであり、本件警察官らの当該行為は、その動機や目的にかかわらず、客観的にみて、個人の人種差別を「支持」ないし「助長」したものといえる。

この点、原判決においても、警察官らが訴外男性に対して、申立人らの個人情報を提供したことについて、職務上の注意義務に違反し、国賠法上違法であると判断し（原判決 18 頁）、そして、当該注意義務違反が、「控訴人子の写真に殺人未遂犯と表示したり、控訴人らを『土人』などの呼称した差別的な文言」を記載した訴外男性の投稿の一因となったことを認定している。

すなわち、原判決の認定を前提としても、少なくとも、個人の人種差別を「助長」したという人種差別撤廃条約第 4 条（c）違反は否定できない。

(3) 裁判所自身による人種差別撤廃条約第 2 条 1 項（b）、同 4 条（c）、及び同 6 条違反について

ア 原判決の条約違反、並びに憲法 14 条 1 項及び同 98 条 2 項違反について

本件で、人種差別撤廃条約を守るべき主体となる公権力には、当然ながら、警察官のみならず、裁判官も含まれる。とりわけ、司法には、同条約の国内実施の最後の砦として、万が一にでも条約違反が生じないように国内法を解釈・適用することが求められる。そして、上記のとおり、本件警察官らの当該行為の違法性、非難可能性の程度を評価するに当たっては、人種差別撤廃条約の趣旨を、十分に評価、考慮すべきであるところ、原判決は、人種差別撤廃条約に何ら言及せず、同条約に違反する結果を招いたことが見過ごされている。加えて、人種差別撤廃条約第 6 条は、締約国に対し、人種差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、「公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利を確保することを求めるものである。

本件警察官らによる注意義務違反行為による損害について、人種差別の「支持」ないし「助長」という人種差別撤廃条約違反を見過ごし、その違法性判断におい

て人種差別撤廃条約の趣旨を一切考慮していない原判決の判断は、それ自体、「公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利を侵害しており、同条約に違反し、よって、国賠法上の解釈・適用を誤るものである。

イ 人種差別撤廃条約に言及して高額は無形損害（慰謝料等）を認定した高裁判例について

この点、以下の高裁判例は、不法行為の違法性判断等について、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を考慮すべきとして、高額は無形損害（慰謝料等）を認定している。

本件についても、裁判所には、人種差別の被害者である申立人らが被った損害に対し、「公正かつ適正な賠償又は救済」する義務があるのであり、人種差別撤廃条約の趣旨を考慮しないことは同条約に違反し、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反する。

① 大阪高裁平成26年7月8日判決（判例時報2232号34頁〔街宣活動差止め等請求控訴事件〕）

「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」、「本件示威活動における発言は、その内容に照らして、専ら在日朝鮮人を我が国から排除し、日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとするものであって、日本国籍の有無による区別ではなく、民族的出身に基づく区別又は排除であり、人種差別撤廃条約1条1項にいう「人種差別」に該当するといわなければならない」として、第一審被告であるいわゆる在特会による街宣活動による無形損害合計1100万円を認定した第一審の判断は相当であると認めた（確定）。

② 高松高裁平成28年4月25日判決（ジュリスト1518号296頁〔徳島県教職員組合事件〕）

「我が国が加入する人種差別撤廃条約は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義し（1条1項）、「締結国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。」と規定し（2条1項柱書き）、さらに、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」と規定している（6条）。この人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するものの、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、もっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。しかし、その趣旨は、本件事案において民法709条等の実定法を解釈適用するに当たっても、十分に留意、尊重しなければならない。即ち、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が「人種差別」として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。」とし、第一審被告らの行為が人種差別撤廃条約に定める人種差別に該当し、違法性の強いものであると判示して、同該当性を否定した第一審判決を変更し、第一審被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として第一審が認めた無形損害（慰謝料）の倍額（個人の原告の慰謝料に

については300万円、組合の無形損害については60万円)の支払いを命じた(確定)。

③ 大阪高裁令和3年11月18日判決(ジュリスト1583号263頁、労働判例1281号58頁[フジ住宅ハラスメント事件])

「憲法14条は特に人種による差別を禁止しており、人種差別撤廃条約は、締約国に対し、あらゆる個人、集団又は団体による人種差別を禁止し、終了させるとともに、人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制する義務を課している(人種差別撤廃条約2条1項(d)(e))。当裁判所が原審被告らの不法行為の成否を判断する前提として、原審被告らが原審原告に対して負うべき職場環境に配慮する義務や、原審原告の法的に保護されるべき利益の内容を検討するに当たっても、憲法14条が特に人種による差別を禁止している趣旨や人種差別撤廃条約の国内的实施の観点を考慮しなければならない」、「民族的出自等は個人の人格に関わる事柄であり、従業員である原審原告には、私法上、法的保護に値する利益として、自己の民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的思想が放置されることがない職場において就労する人格的利益(以下単に「本件利益」という。)がある。原審被告らの前記の義務は、このような原審原告の本件利益の存在を前提とし、これを保護するために使用者が負う義務であると解されるのであり、このように解することは、前記の憲法14条、人種差別撤廃条約及び差別的言動解消法の趣旨に合致するというべきである。したがって、原審被告らは、自ら職場において原審原告の民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為をした場合はもちろん、現に職場において差別的思想が醸成されているのにもかかわらずこれを是正せず、放置した場合には、職場環境配慮義務に違反し、原審原告の本件利益を侵害したものであるとして、不法行為責任又は債務不履行責任を免れない。」「職場において民族的出自等に基づく差別的思想が醸成されないような環境作りに配慮す

ることが社会的にも期待される立場にあるにもかかわらず、これを怠った」
として、第一審被告らに対し、慰謝料120万円の支払いを命じた（確定）。

(4) 小括

上記(3)のイ①～③で引用した高裁判例はいずれも、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を考慮すべきとして、高額は無形損害（慰謝料等）を認定しているものであるところ、本件警察官らによる個人情報の提供という職務上の注意義務違反についても、同じく、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を考慮しなければならず、無形訴外である慰謝料額にも、当然反映されなければならない。

すなわち、本件警察官らによる個人情報の提供という職務上の注意義務違反は、その動機や目的にかかわらず、客観的な結果からみて、訴外男性による人種差別を支持（人種差別撤廃条約第2条1項（b））し、ないし助長（同第4条（c））したという同条約違反を招く極めて悪質で深刻な被害をもたらしたものであり、まさに、①差別的言動を行う訴外男性のみならず、社会一般に「差別にお墨付きを与え、差別を助長する効果」をもたらし、加えて②差別的言動の被害者である申立人らに対して、「その社会では誰も助けてくれないと絶望」を与える高い違法性が認められ、かつ厳しい非難に値するものであって、被害の程度、違法性や非難可能性という点で、上記高裁判例に決して劣るものではない。

したがって、裁判所は、申立人らが被った損害に対し、「公正かつ適正な賠償又は救済」を確保しなければならない（同条約第6条）。

しかしながら、原判決は、本件警察官らによる注意義務違反行為による損害について、人種差別の「支持」ないし「助長」という人種差別撤廃条約違反を見過ごし、その違法性判断において人種差別撤廃条約の趣旨を一切考慮せず、申立人らに認めた慰謝料は各30万円と極めて定額であって、裁判所としてなすべき人種差別撤廃条約第6条の国内的実施を怠るもので、ひいては、憲法14条1項及び同98条2項に違反するもので、国賠法の解釈・適用を誤るものと言わざるを得ない。

第4 まとめ

以上より、原判決には、事実認定について経験則に違反する違法（民事訴訟法247条）があることに加えて、憲法98条2項の要請である人種差別撤廃条約の国内的实施を怠って国賠法上の解釈・適用を誤るものであって、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」（民訴法318条1項）であり、申立人の本件上告は受理されるべきである。

以上